［21・22　略］		
23	削除	
［24～48　略］		
49	削除	
［50～53　略］		
54	削除	
［55～98　略］		

［2・3　略］

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

［1～3　略］		
4	⑴　三重県尾鷲市大字南浦字矢ノ川コッホ2908番地６　(662.00) ⑵　三重県尾鷲市九鬼町字人渡りオジケゴヤ985番地の２　(435.00)	北緯34度00分51秒東経136度10分33秒の地点と北緯34度00分42秒東経136度11分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度00分05秒東経136度13分48秒の地点と北緯34度00分01秒東経136度14分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　三重県度会郡大紀町永会字中河内2852―６　(616.50)	北緯34度17分50秒東経136度27分22秒の地点と北緯34度17分37秒東経136度27分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メート

［21・22　同左］		
23	⑴　山形県鶴岡市若葉町24―７　(77.60) ⑵　山形県東田川郡庄内町狩川字西興野37―５　(48.50)	北緯38度43分50秒東経139度49分36秒の地点と北緯38度46分12秒東経139度54分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度46分32秒東経139度55分00秒の地点と北緯38度46分55秒東経139度55分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［24～48　同左］		
49	⑴　福島県福島市吉倉字名倉29―１　(178.30) ⑵　福島県福島市上名倉字荒田69―２　(174.50)	北緯37度44分35秒東経140度26分38秒の地点と北緯37度44分04秒東経140度23分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［50～53　同左］		
54	⑴　福島県福島市松川町水原字南沢２―57　(603.80) ⑵　福島県二本松市渋川字下黒沼20―１　(229.80)	北緯37度39分15秒東経140度23分39秒の地点と北緯37度38分15秒東経140度27分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度38分09秒東経140度27分36秒の地点と北緯37度38分02秒東経140度27分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［55～98　同左］		

［2・3　同左］

4　［同左］

［1～3　同左］		
4	⑴　［同左］ ⑵　［同左］	北緯34度00分50秒東経136度10分32秒の地点と北緯34度00分42秒東経136度11分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度00分05秒東経136度13分47秒の地点と北緯34度00分00秒東経136度14分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　三重県度会郡大紀町永会字中河内2852番地６　(616.50)	北緯34度17分49秒東経136度27分22秒の地点と北緯34度17分36秒東経136度27分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メート